

# ところざわ 市議会だより

平成26年(2014年)5月9日/年4回発行  
発行/所沢市議会 編集/広聴広報委員会  
〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1



第170号

## 予算審査充実のため

# 「予算特別委員会」を設置



これまで、所沢市議会では、一般会計など当初予算案を各常任委員会へ付託していましたが、平成26年3月定例会では予算特別委員会を設置し、審査の充実を図りました。

### おもな内容

- |  | ページ   |
|--|-------|
| ◆第1回(3月)定例会 おもな議案の概要 ほか                                | 2~6   |
| ◆議案に賛成・反対します   | 7     |
| ◆本会議において賛否が分かれた審議結果、<br>市議会ココ3か月、閉会中の議会活動、政策討論会を開催しました | 8     |
| ◆平成25年度行政視察受け入れ状況                                      | 9     |
| ◆市政に対する一般質問  | 10~14 |
| ◆議会報告会でいただいた、ご意見・ご要望への対応について                           | 15    |
| ◆議会報告会開催のお知らせ、可決された意見書 ほか                              | 16    |

## 平成26年 第1回定例会(2月24日~3月29日)

質問・答弁は要旨を掲載しています。なお、会議録は作成後、市議会ホームページ、市立図書館、市役所1階・市政情報センターほかで閲覧できます。

♻️ 本紙は古紙再生紙を使用しています。

●市議会ホームページアドレス <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/> ➡「市議会」をクリック

平成26年 第1回(3月)定例会

を可決しました  
関連議案2件は否決



平成26年第1回(3月)定例会は、2月24日から3月29日までの34日間の会期で開催しました。

市長からは、予算関係15件、所沢市行政経営推進委員会条例制定を含む条例関係30件、計画の改定1件、追加議案2件など、計60件の議案が提出されました。

このうち58議案は可決しましたが、所沢市国民健康保険税条例の一部改正および平成26年度所沢市国民健康保険特別会計予算の2議案は否決しました。

開会初日、市長は施政方針演説の中で、「未来(あす)を見つめ、今を動こう!」をキーワードに、「人と人」「人と自然のあり方」をもう一度紡ぎ見直し、自ら動く実践者となろう、実践者を大切にする日本で行こうの信念で、市職員とともに市民の幸せのため力を尽くしていくと述べました。

議員からは、予算特別委員会の設置や意見書など、4件の議案が提出され、いずれも可決しました。

また、教育福祉常任委員会から、所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例制定の議案が提出され、可決しました。

おもな議案の概要

市長提出議案

総務常任委員会 付託議案

◎平成25年度所沢市一般会計補正予算(第7号)

■時間外及び休日勤務手当補正

△6,050万円

職員手当等のうち時間外および休日勤務手当について、年度末までの執行状況等を勘案して減額するものです。

◎時間外削減の具体的な取り組み内容は。

◎ノー残業デーの徹底に取り組んだこと、また、10月1日から各部ごとにノー残業デー以外の日に定時で退庁する日としてワークライフバランスデーを設けたこと、時差出勤制度も試行運用を開始したことなどがある。

◎所沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正  
包括外部監査契約に基づく監査を当分の間休止するため、条例を改正するものです。

◎平成23年度の導入当初の目的は全て達成されたのか。  
外部からの視点により行政活動に対する財務執行上の適切性の検証と

適正な行政運営につながるということで、当初導入したものである。この3年間に於いて、監査の指摘を受けた項目については、各所管において改善を図っており、当初の目的については十分達成したものと考えている。

◎所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正  
年次休暇の付与、特別休暇および組合休暇の取得期間の管理については、これまで暦年(1月～12月)単位で行ってきたが、管理の効率化を図り、年度(4月～翌年3月)単位に移行するため、条例を改正するものです。

◎年度単位の付与に変更すると、どのぐらい管理の効率化が図れるのか。  
ほとんどの人事管理が年度単位の管理なので、かなり効率化が図れるものと考えている。

◎所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
地方自治法に基づく附属機関について条例の整備を行うことに伴い、附属機関を構成する委員等の報酬額を規定するため、条例を改正するものです。

◎その他非常勤の特別職員の報酬額は予算の範囲で定める額となつていますが、今回、具体的に明記されなかったこと、また、今後のことについて伺いたい。

◎職員の報酬については、給与条例主義、また地方自治法で定める報酬

主義、また地方自治法で定める報酬